

# 令和8年度

## 苫小牧市勇払地域ゼロカーボンハウス促進 補助金の手引き



苫小牧公式キャラクター  
とまちょっぷ  
©2011 苫小牧市

### 【注意事項】

- 申請前に事業要綱、手引きを必ず確認してください。
- 新築住宅における事業着手日の考え方について、ZEH+以外の対象機器は「対象機器の事業着手日は契約締結行為日又は工事着工日のいずれか早い日」が事業着手日となります。

# 目次

1.補助制度の概要	
①用語、②補助について	・・・1
③補助の申請期間、④交付要件、⑤事業着手の考え方	・・・2
2.申請について	
①申請フロー、②申請の注意点、③交付申請、	・・・3
④変更交付申請、⑤実績報告、⑥請求の提出	・・・4
3.補助金交付後について	
①調査・報告	・・・5
②その他	・・・5
4.補助対象機器一覧	・・・6～11
5.提出書類リスト	
①補助金交付申請書【様式第1号】の添付書類	・・・12
②実績報告書【様式第11号】の添付書類	・・・13

# 1. 補助制度の概要

## ①用語

### ○国実施要領

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和8年3月31日環地域事発第2603313号)をいう。

### ○年度

毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までの期間をいう。

### ○新築住宅

新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く）。

### ○既存住宅

新築住宅以外の住宅をいう。

### ○事業着手日<重要>

契約締結行為日又は工事着工日のいずれか早いほうをいう。

### ○交付申請日

交付申請時に事業要綱で定めた書類が全て揃った日。提出した書類に不備や不足があった場合、提出した日が交付申請日にはなりません。

### ○交付決定日

交付申請書類一式を審査し、補助金の交付が決定された日。

### ○ZEH+設備

高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備、この4つの設備をいう。

### ○中小企業

中小企業基本法第2条で定義された会社及び個人をいう。

## ②補助について ※国の補助事業と併用不可

環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、勇払地区の住居に対するZEH+、太陽光発電設備、定置用リチウムイオン蓄電池、HEMS、エコキュートの導入を加速化させるための事業を実施します。

### 【補助の対象者】

- ①勇払地域に自ら居住するために、ZEH+を新築又は購入する個人。
- ②勇払地域に自ら居住する住宅（店舗併用住宅の場合住宅部分に限る）、又は敷地内に太陽光発電設備（ソーラーカーポートを含む）、定置用リチウムイオン蓄電池、エコキュートを設置する個人
- ③脱炭素先行地域の全対象エリアの民生部門（業務その他部門）に該当する事業所等に太陽光発電設備（ソーラーカーポートを含む）、定置用リチウムイオン蓄電池を設置する事業者。

	対象機器	補助額
①	ZEH+	100万円以内（千円未満切り捨て）
②	太陽光発電設備（自家消費型）	工事費を含んだ価格の2/3以内（千円未満切り捨て）
③	定置用リチウムイオン蓄電池 （※②と同時設置に限る）	工事費を含んだ価格の2/3以内（千円未満切り捨て）
④	HEMS	工事費を含んだ価格の2/3以内（千円未満切り捨て）
⑤	エコキュート（ヒートポンプ給湯器）	工事費を含んだ価格の2/3以内（千円未満切り捨て）

※事業者は②、③のみ補助対象となります。

## ③補助の申請期間

### 【申請期間】

受付開始 : 令和 8 年 4 月 30 日 (木) ~

実績報告書提出期限 : 工事終了後 1 か月以内または令和 9 年 2 月 12 日 (金) のいずれか早い日まで (必着)

※申請者は、原則として事業着手予定日の 14 日前までに申請書類を提出してください。

※先着順で受付し、予算額に達し次第終了となります。予算額に達した場合、その日に受付けた申請者の中で抽選を行います。

※提出書類に不備があった場合は受付となりませんので、ご注意ください。

## ④交付要件

①住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) に基づき、苫小牧市の住民基本台帳に記録されている市民及び市内に居住予定である者、又は市内の中小企業であること。

②官公庁から 25% を超える出資を受けている企業・団体に該当しないこと。

③市税を滞納していないこと。

④**新築住宅、既存住宅を問わず、購入又は設置工事を市内に事務所を有する法人又は個人事業者に依頼していること。**

⑤苫小牧市暴力団の排除に関する条例 (平成 27 年条例第 33 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員に該当しないこと。

⑥原則として**本補助金の交付決定日以降に契約し設置後、事業要綱別表 2 に定める日までに実績報告書を提出**すること。

⑦これまで自らを含め同一世帯内に補助対象機器一覧に掲げる補助対象設備において、同一設備の補助を利用した者がいないこと。

## ⑤事業着手の考え方【重要】

事業着手日とは、契約締結行為日又は工事着工日のいずれか早い日のことをいいます。事業着手日が補助金の交付決定日以降でなければ補助対象とはなりませんのでご注意ください。

### ○新築住宅の事業着手について

#### 【ZEH+以外の対象機器の場合】

1 新築工事契約と交付申請する対象機器が別契約である場合、別契約した日か工事着工日のいずれか早い日が事業着手日となります。

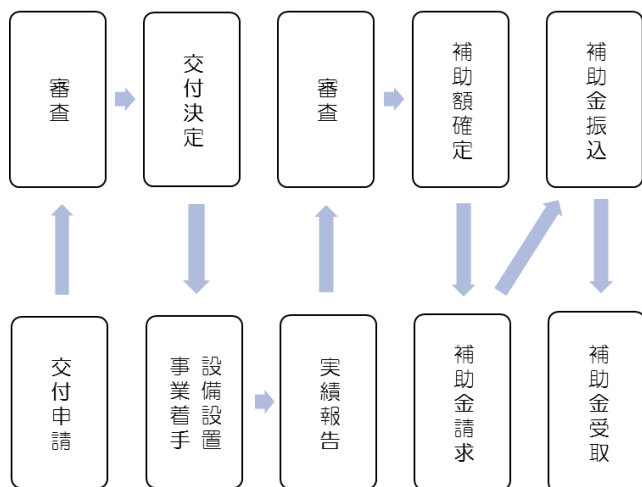
#### 【ZEH+の場合】

2 契約上、工程表等で高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備のうち、一番先の工事開始日が明らかにできれば、その日を事業着手日とすることができます。**ただし、補助対象となるのは令和 8 年 4 月 10 日以降に契約した住宅に限ります。**

ZEH+以外の対象機器でこの考え方は適用できません。

## 2. 申請について

### ①申請フロー



### ②申請の注意点

- 補助申請に要する各種様式は市ホームページよりダウンロードしてください。
- 申請書類には修正液、修正テープ、消せるボールペンは使用できません。
- 申請書類等の記名欄には、住民票又は登記事項証明書と同じ漢字での記載をしてください。  
(高・高、斉・齋など)
- 補助金額、手続方法、注意事項等必ず全ての事項をご理解のうえ申請を行ってください。また、代行手続をされる方は、事前に申請者へ制度の説明を十分に行ってください。
- 苫小牧市が指定する以外の様式（独自に作成されたもの等）での提出は受付できません。
- 申請書類が全て揃わなければ、受付できません。書類の修正期間中、差し替え期間は受付となりませんのでご注意ください。
- 申請の予約は行っていません。

### ③交付申請

要綱で定めた申請書類一式が提出され精査終了した日を交付申請の受付日とします。書類に不備や不足があった場合、書類が全て揃うまで受付されたことにはなりませんのでご注意ください。

また、申請が殺到した場合、提出された順に書類を精査しますので、提出日と受付日が同一にならない場合があります。

#### ・申請方法

「郵送」、「電子申請」「Eメール」のいずれかで交付申請してください。持参での受付は行いませんのでご注意ください。電子申請は市ホームページから行えます。

## 【ホームページ】

<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/suishin/yufutsu-subsidy.html>

## 【郵送先】

郵便番号：059-1364 住所：苫小牧市字沼ノ端 2 番地の 25

## 【電子申請】

<https://www.harp.lg.jp/OC2qgHua>

## 【Eメール】

[z-carbon@city.tomakomai.hokkaido.jp](mailto:z-carbon@city.tomakomai.hokkaido.jp)

## • 提出書類

---

補助金交付申請書(様式第 1 号)の他に、13 ページに記載されている書類を添付してください。

## • 補助金の決定

---

書類審査が終わり次第、交付決定通知書(様式第 7 号)と実績報告書(様式第 11 号)を送付します。交付決定日以降に事業着手をしてください。

## ④変更交付申請 (事業の変更・取下げ・中止を行う場合)

---

交付申請した内容に変更があった場合、必ず着工前に変更交付申請書(様式第 9 号)を提出し、変更内容の申請をしてください。また、変更交付申請書の審査が完了(変更交付決定日)後に、着工を開始してください。

## • 取下げ、中止

---

予算残額の都合で、補助金の受付ができない方が出てくる可能性があります。交付決定を受けた事業の取下げ、又は中止は、速やかに変更交付申請書を提出してください。

## ⑤実績報告

---

事業完了後、速やかに実績報告書(様式第 11 号)を提出してください。審査後、交付額確定通知書(様式第 14 号)を発行し、振込手続きを行います。

## ⑥請求書の提出

---

交付額確定通知書を受け取ったら補助金請求書(様式第 15 号)と口座が確認できる書類を提出してください。

なお、振込が完了した旨については連絡いたしませんので通帳などによりご確認ください。

### 3. 補助金交付後について

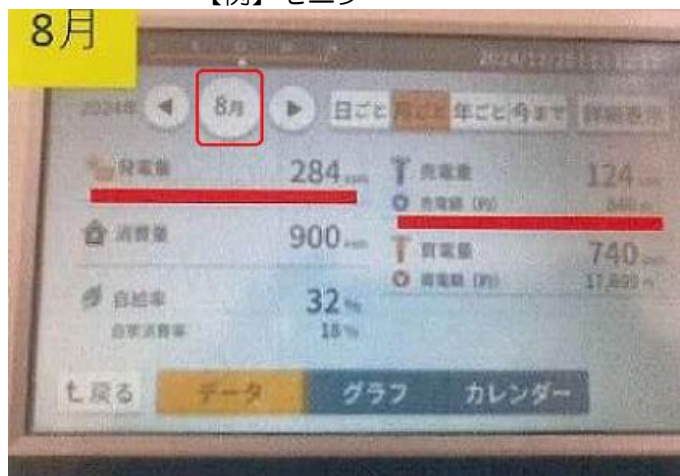
#### ①調査・報告

##### ○自家消費率の報告(太陽光発電設備を申請した方)

太陽光発電設備の年間利用状況（発電電力量、毎月の自家消費率、売電量）について、太陽光発電自家消費率報告書(様式第17号)により12カ月分を市長に報告してください。**また、各月の発電量及び売電量の数値が明記されている資料を添付してください。**

提出がなされない場合は、交付した補助額を返還していただきます。

【例】モニター



【例】アプリ



※操作方法等については、購入業者やメーカーにお問い合わせください。

##### ○調査のお願い

交付を受けた方へ必要に応じて対象機器の使用状況等の調査を行います。調査票を配布しますので提出をお願いします。

#### ②その他

##### ○住宅借入金等特別控除を申請する場合

住宅の取得等に関し補助金（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。）の交付を受けた場合は、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額からその補助金等の額を控除して（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を計算しなくてはなりません。詳しくは、苫小牧税務署にお問い合わせください。

## 4. 補助対象機器一覧

●補助の対象機器は下表の要件を満たし未使用品（中古品は除く）とする。

### 国の補助制度と併用不可

ZEH+

#### 提出書類

○第5条(11)に定める書類は以下のとおり。

- ・BELS 評価書
- ・工程表(高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備の工期がわかるもの)
- ・高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備の仕様がわかる書類
- ・単線結線図

○第8条(6)に定める書類は以下のとおり。

- ・電力契約内容がわかる書類（余剰配線による売電であることがわかる書類）
- ・家全体の写真、高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備、太陽光発電設備の写真（全体写真、品番等がわかる写真それぞれ1部ずつ）

#### ZEH+における事業着手の考え方

事業着手日は、原則として契約締結行為又は工事着工日のいずれか早いほうをいう。事業着手日が補助金の交付決定日以降でなければ補助対象とならない。

契約上、工程表等で高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備の工事開始日が明確になっているのであれば、一番早い設備の着工日を事業着手日とすることができる。

※ 補助対象となるのは令和8年4月10日以降に契約した住宅に限ります。

#### 補助率

ZEH+

- ・100万円/戸以内

ZEH+設備(高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備)に要した費用の合計額

- ・国の補助事業との併用はできない

※ZEH+の経費として認められる給湯設備は、電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート、おひさまエコキュート)、ガス潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)、石油潜熱回収型給湯器(エコフィール)、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)、太陽熱利用システム、燃料電池(エネファーム)に限る。

※導入する換気システムは、24時間換気に係るものであること。

#### 補助要件

- ①事業実施主体は、新築戸建住宅、新築建売住宅（建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅）の購入予定者となる個人とする。
- ②申請者が常時居住する住宅であり、専用住宅であること。ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が ZEH+ の基準を満たすこと。
- ③ZEH ロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること。
  - (a)住宅の外皮性能は、建築物省エネ法の地域区分 2 の強化外皮基準（UA 値 0.4 以下）を満たすこと。
  - (b)太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること（売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること）。
  - (c)設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 100% 以上削減されていること。（※1※2）
- ④申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、『ZEH+』であることを示す証書を取得すること。
- ⑤設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 30%以上削減されていること。※1
- ⑥住宅の外皮性能は、断熱性能等級 6 以上であること。
- ⑦次の(a)、(b)のいずれかをを選択し導入すること。
  - (a)再エネ発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。
  - (b)HEMS により、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。

※1 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）」に準拠するものとする。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。

※2 再生可能エネルギー等を加えて 100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含む。

- ⑧その他、国実施要領別紙 1 の 2ウ（コ）に定める交付要件を満たすこと。

# 太陽光発電設備(ソーラーカーポート含む)

## 提出書類

○第5条(11)に定める書類は以下のとおり。

- ・耐風、耐雪について確認できるカタログ等(ソーラーカーポートの場合)
- ・太陽光パネルの配置がわかる図面(ソーラーカーポートの場合)

○第8条(6)に定める書類は以下のとおり。

- ・余剰電力を売電する場合は、非FIT、FIPで売電することがわかる書類
- ・非FIT、FIP確認書類がない場合は、委任状(様式第20号)

※委任状は押印された原本が必要のため郵送してください。

- ・太陽光の全体写真(パネルの全数が確認できること)、パワーコンディショナー(以下、パワコン)、パワコンの品番がわかる写真

## 補助率

○設置に要した費用の2/3以内

## 補助要件

- ①新築住宅において、新築工事契約と太陽光発電設備が別契約である必要があり、事業着手日が補助金の交付決定日以降であること。
- ②本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- ③再エネ特措法に基づく固定価格買取制度(FIT)及び(FIP)の認定を取得しないこと。
- ④電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。
- ⑤再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること(ただし、専らFITの認定を受けたものに対するものを除く。)
- ⑥本補助金により導入する太陽光発電設備で発電した電力量のうち、住宅用は30%以上、事業者用は50%以上を自家消費できること。また、発電を開始した翌月から12カ月分の自家消費率を太陽光自家消費率報告書【様式第17号】で報告できること。
- ⑦ソーラーカーポートを導入する場合、太陽光発電モジュールとその他の部分(架台等)は同一の者が導入すること。なお、ソーラーカーポートの基礎は、カーポートの柱を地面に固定するための部分に限る。
  - ・『(太陽光発電設備の補助対象経費)×2/3÷(パワーコンディショナーの最大定格出力)』が10kW未満:27.75万円/kW、10kW以上50kW未満:18.97万円/kWを下回るものであること。
  - ・カーポートにかかる事業費が太陽光発電設備の事業費を上回らないこと。
  - ・カーポートは太陽光発電設備の設置のための土台であり、太陽光発電設備に対して極端に面積が過大な場合、補助対象外とする。
- ⑧事業者用にあっては、原則として3社以上から見積書を徴取し、交付申請書に添付すること。
- ⑨その他、国実施要領別紙1の2ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。

# 定置用リチウムイオン蓄電池

## 提出書類

- 第5条(11)に定める書類は以下のとおり。
  - ・単線結線図
- 第8条(6)に定める書類は以下のとおり。
  - ・設置後の写真(蓄電池本体、パワコン、各銘板)

## 補助率

- 設置に要した費用の2/3以内
- ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で産出される蓄電池部の値のこと。kWh単位で小数点第二位以下を切り捨てて計算すること。
  - ・非常用の部材費(その工事費を含む)を除く経費を認定する。

## 補助要件

- ①新築住宅において、新築工事契約と定置用リチウムイオン蓄電池が別契約である必要があり、事業着手日が補助金の交付決定日以降であること。
- ②本補助金で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。  
※原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- ③停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- ④定置用リチウムイオン蓄電池であること。  
【業務用蓄電池(20kWh超):⑤を満たすこと】
- ⑤苫小牧市の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。  
【家庭用蓄電池(20kWh以下):⑥~⑩の全てを満たすこと】
- ⑥蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワコン等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。  
※初期実効容量は、JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。  
※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。
- ⑦蓄電池部安全基準は、JIS C8715-2又はIEC62619の規格を満足すること。
- ⑧蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)は、JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1若しくはJIS C 4412-2※の規格も可とする。  
※JIS C4412-2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。
- ⑨蓄電容量10kWh未滿の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

⑩メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

⑪再エネ一体型屋外照明用蓄電池は JIS C 0920-1993 における保護等級 IP44 相当以上の規格を満足すること。

⑫事業者用にあっては、原則として3社以上から見積書を徴取し、交付申請書に添付すること

⑬その他、国実施要領別紙 1 の 2 イ（エ）に定める交付要件を満たすこと。

## HEMS

### 提出書類

○第5条(11)に定める書類は以下のとおり。

- ・なし

○第8条(6)に定める書類は以下のとおり。

- ・設置後の写真（HEMS 本体）

### 補助率

○設置に要した費用の 2/3 以内

### 補助要件

①新築住宅において、新築工事契約と HEMS が別契約である必要があり、事業着手日が補助金の交付決定日以降でなければいけない。

②次の(a)、又は(b)のいずれかを満たすこと

(a) 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。

(b) システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要な不可欠な機器であること。

## 提出書類

○第5条(11)に定める書類は以下のとおり。

- ・更新前の給湯効率がわかる書類(電気温水器以外の場合)
- ・更新前の給湯器の写真(品番やメーカーが確認できる写真、全体写真)

○第8条(6)に定める書類は以下のとおり。

- ・設置後の写真(エコキュート本体、リモコン、室外機、各銘板)

## 補助率

○設置に要した費用の2/3以内

※更新前の給湯器に係る処分費用、北電申請費、その他オプション部材等(事業に必須なものを除く)については、補助事業経費に含めない。

## 補助要件

- ①新築住宅において、新築工事契約とエコキュートが別契約である必要があり、事業着手日が補助金の交付決定日以降であること。
- ②民生部門の電力需要家において、設備の稼働に伴い、電力を使用する場合は、当該設備における想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続するものであること。ただし、再エネ発電設備が設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書(グリーン電力証書及び再エネ電力由来Jクレジット又はいずれか一方)の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。
- ③更新前給湯器の給湯効率を明らかにできること(電気温水器の場合、給湯効率は1.0とする)  
※新築住宅で申請の場合は電気温水器からの買い替えとして取り扱う。
- ④再エネ電力設備との接続又は再エネ電力メニューに変更について、令和10年度までに【再エネ電力等報告書(様式第18号)】で報告できること。
- ⑤従来の給湯機器等に対して省CO<sub>2</sub>効果(CO<sub>2</sub>削減効果)が得られるもの。
- ⑥ZEH+を申請する場合、給湯設備の経費となるため、エコキュートの申請はできない。

## 5. 提出書類リスト

### ①補助金交付申請書【様式第1号】の添付書類

共通	①	事業計画書(様式第2号)	
	②	個人の場合は、住民票の原本又は写し(発行後3ヶ月以内) ※既存住宅での対象機器取り付けのみ 事業者の場合は、登記事項証明書の原本又は写し(発行後3ヶ月以内)	
	③	市税の完納証明書の原本又は写し(発行後3ヶ月以内)	
	④	③が発行できない場合、前号の書類が発行されない場合は、税情報確認承諾書(様式第3号)	
	⑤	対象機器の購入に係る見積書の写し(事業者用の場合は、原則として3社以上)	
	⑥	対象機器の仕様がわかる書類	
	⑦	着工届(様式第4号)	
	⑧	対象機器を設置する住宅等が申請者の所有に属さない場合、又は共有名義の場合は設置承諾書(様式第5号)	
要綱別表1に定める書類等	⑧	申請に係る住宅の位置図(地図)	
	⑨	<b>ZEH+</b>	
			BELS 評価書
			ZEH+設備(高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備)の仕様がわかる書類
			工程表(ZEH+設備の工期がわかるもの)
			単線結線図
		<b>太陽光発電設備・ソーラーカーポート</b>	
			誓約書(様式第6号)
			耐風、耐雪について確認できるカタログ等 ※ソーラーカーポートの場合
			太陽光モジュールの配置がわかる図面 ※ソーラーカーポートの場合
		<b>定置用リチウムイオン蓄電池</b>	
			単線結線図
		<b>HEMS</b>	
			なし
		<b>エコキュート</b>	
			誓約書(様式第6号)
	更新前の給湯効率がわかる書類(電気温水器以外の場合)		
	更新前の給湯器の写真(品番やメーカーが確認できる写真、全体写真)		
その他	⑩	その他、市長が必要と認めるもの(追加で書類を要求する場合があります)	

## ②実績報告書【様式第11号】の添付書類

共通	①	請負契約書 ※契約内容の変更をしている場合、変更契約書も併せて提出してください
	②	工事完了報告書(様式第12号)
	③	領収書の写し(対象機器の購入・設置に係る費用の支払いが確認できる書類)
	④	見積書(支払った金額の内訳がわかるもの)
	⑤	製品証明書(様式第13号)
	⑥	住民票の原本又は写し(発行後3ヶ月以内) ※新築等で申請当初と住所が変わる場合のみ
要綱別表1に定める書類等	<b>ZEH+</b>	
		電力契約内容がわかる書類(余剰配線による売電であることがわかる書類)
		ZEH+設備(高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備)の設置後写真(全体写真、型式がわかる写真を各1部ずつ)、太陽光発電設備の写真
	<b>太陽光発電設備・ソーラーカーポート</b>	
		非FITで売電することがわかる書類(余剰電力を売電する場合)
	⑦	委任状(様式第20号)※原本を提出してください (非FITで売電することがわかる書類がない場合)
		設置後写真(パネル枚数が確認できる全体写真、パワーコン、パワーコンの銘板)
	<b>定置用リチウムイオン蓄電池</b>	
		設置後写真(蓄電池本体、銘板、パワーコン、パワーコンの銘板)
	<b>HEMS</b>	
		設置後写真(HEMS本体)
	<b>エコキュート</b>	
	設置後写真(エコキュート本体、銘板、リモコン、室外機)	
その他	⑧	その他、市長が必要と認めるもの(追加で書類を要求する場合があります)

【お問い合わせ先】

苫小牧市環境衛生部ゼロカーボン推進室 脱炭素先行地域推進担当

所在地 : 〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端 2 番地 25

TEL : (0144) 57-8806

FAX : (0144) 57-8809

E-mail : z-carbon@city.tomakomai.hokkaido.jp

関係書類は、苫小牧市ホームページにてダウンロードすることができます。

<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/suishin/yufutsu-subsidy.html>